

・法令解釈指針・事例

2. 個人情報取扱事業者の義務等

(5) 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等（法第24条～第30条関連）

7) 手数料（法第30条関連）

法第30条第1項

個人情報取扱事業者は、第24条第2項の規定による利用目的の通知又は第25条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

法第30条第2項

個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定めることができる。また、手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかななければならない（上記(5)1）参照）。

なお、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない（(5)1）参照）。

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」については、1.(12)参照。